



◎ 軌道法の改正

軌道法と地方鐵道法とは姉妹關係に在るのであるが、今回地方鐵道法に於ける地方鐵道買收に關する規定を改正して、鐵道と共に貯藏物品を買收するの途を開き、買收の場合に於ては政府は其の鐵道の抵當付債務を承繼すること、買收代價交付迄概算利拂を爲し、配當の途を講じ買收に因り會社解散したる場合に於て一定の清算費用を交付し、買收の計算に關し異議ある者に救済の途を講ずる爲め審査委員會の制度を設け、買收代價及補償金額に對しては所得税を課せざることに改むるの外各國商法に餘り例の無い劣後株の發行を認めむとするので、是等の規定は軌道法にも準用する必要がある。依つて今議會に軌道法中改正法律案を提出するさうである、改正案の内容と地方鐵道の改正案は左の通りである。

軌道法中改正法律案

軌道法中左ノ通改正ス
 第二十六條中「第七條第二項、第三項」ノ前ニ「第六條ノ二」第三十六條ノ次ニ「及第三十六條ノ三」ヲ加ヘ「及」ヲ削ル

地方鐵道法中改正法律案

地方鐵道法中左ノ通改正ス
 第三條 地方鐵道ノ軌間ハ一メートル〇六七(三呎六吋)トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
 第六條ノ二 地方鐵道會社ハ線路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其ノ資本ヲ増加スル場合ニ限リ監督官廳ノ認可ヲ受ケ劣後株ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ定款ニ記載スルコトヲ要ス
 商法第九十七條、第二百十二條、第二百十二條ノ三條一項第七號第二項、第二百十七條第一項第四號及第二百十八條第二項ノ規定ハ劣後株ニ付之ヲ準用ス
 第二十四條 削除
 第三十四條 第一項ヲ左ノ如ク改ム
 政府ハ第三十條ノ規定ニ依ル買收ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ鐵道ニ屬スル貯藏物品及兼業ニ屬スル資産ヲ併セテ買收スルコトヲ得第三十四條ノ二 政府カ抵當權ノ目的タル鐵道ヲ買收スルトキハ其ノ抵當付債務ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ債務額ヲ公債券面額ニ換算シ買收價額ヨリ之ヲ控除ス

第三十四條ノ三 政府ハ買收ノ日ヨリ買收代價交付ノ日ニ至ル迄買收價額ニ對シ一箇年百分ノ五割合ニ相當スル金額ヲ從前ノ決算期毎ニ買收セラレタル者ニ交付スヘシ但シ買收價額ノ決定前ニ在リテハ概算渡ヲ爲スヘシ

前項ニ依リ交付シタル金額ハ清算中ト雖主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得

第三十四條ノ四 買收ニ因リ會社解散シタルトキハ買收代價交付ノ日ニ至ル迄ニ要スル清算費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ支辨ス

第三十四條ノ五 地方鐵道ヲ買收セラレタル者第三十一條乃至第三十三條ノ規定ニ依リ計算ニ關シ異議アルトキハ買收審査委員會ノ決定ヲ求ムルコトヲ得此ノ決定ニ對シ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願ヲ爲スコトヲ得

買收審査委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 第三項ヲ左ノ如ク改ム

第三十四條ノ三、第三十四條ノ四及第三十五條ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條ノ三 地方鐵道業者カ受クル買收代價及第三十六條ノ規定ニ依ル補償額ニ付テハ所得稅ヲ課セス

◎事務簡捷の爲にする 軌道法施行規則の改正

方今軌道事業の隆盛につれ、之れが事務も亦繁激を加ふるに至つたので、主務官廳たる内務鐵道兩省に於ては、過

般來相圖つて事務簡捷及企業者の便益を圖る目的を以て、軌道法施行規則の改正、特種軌道(六大都市營)の指定、職權委任に關する省令の改正等を斷行することとし協議中である由。因に改革正案は次の通りである。

軌道法施行規則中改正省令案

軌道法施行規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

年 月 日

内 務 大 臣
鐵 道 兩 大 臣

第十一條 第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ軌條(附屬品ヲ含ム)ノ重量ヲ増加シ又ハ枕木ノ寸法ヲ増大シ若ハ枕木ノ敷設間隔ヲ縮小セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

同 條 第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項但書ノ場合ニ於テ工事ヲ施行シタルトキハ書類及圖面ヲ具シ内務大臣、鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ

第十一條ノ二 内務大臣及鐵道大臣ノ指定スル軌道ニ付左ニ掲グルモノハ前條ノ規定ニ拘ハラズ書類及圖面ヲ具シ之ヲ内務大臣鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ

一 併用軌道ノ中心線チ一メートル又ハ三呎以内ニ於テ變更スル工事

二 併用軌道面ノ高低チ一メートル又ハ三呎以内ニ於テ變更スル工事

三 併用軌道ノ曲線半徑ヲ長カラシメ若ハ十五メートル又ハ五十呎迄短縮スル工事

四 併用軌道ノ勾配ヲ緩ナラシメ又ハ三十分ノ一迄之ヲ急ナラシムル工事

五 長九メートル又ハ三十呎以下ノ橋梁若ハ溝橋ニ關スル工事及認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル橋梁若ハ隧道ニ關スル工事

六 併用軌道ニ於ケル橋梁、溝橋及隧道ノ廢止ニ關スル工事

七 停留場ニ於ケル建造物ニ關スル工事(保安設備ヲ除ク)

八 併用軌道ニ於ケル停留場ノ新設、變更、廢止又ハ名稱ノ變更

九 車庫ニ關スル工事

十 使用期間一ケ年ヲ超エサル假設工事

(平面圖ハ縮尺六百分ノ一以上トシ使用期間ヲ定メ大體ノ計畫ヲ説明スルコト)

十一 電線路(補助歸線ヲ含ム)ノ亘長及延長ノ増加ニ關スル工事

十二 饋電方法ノ變更ニ關スル工事

十三 併用軌道ノ中央柱式ニ依ル電車柱ヲ側柱式ニ變更スル工事

十四 軌道ノ排水設備ニ關スル工事

十五 既認可ト同一設計ノ轉轍器又ハ轍又ヲ使用スル涉線、引込線、側線(避難線及道路上ニ於ケル貨物側線ヲ除ク)及待避線ニ關スル工事

第十二條中「前條」ヲ「第十一條ニ改メ、認可申請書」ノ次ニ「若ハ前條ノ屬書」ヲ、「第十一條第一項ノ認可」ノ次ニ「若ハ前條ノ屬出」ヲ加フ

第二十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

内務大臣及鐵道大臣ノ指定スル軌道ノ運轉時刻ノ變更ハ前二項ノ規定ニ拘ハラヌ運轉時刻表及其ノ實施月日ヲ具シ之ヲ鐵道大臣及地方長官ニ届出ツヘシ

内務、鐵道省告示案

軌道法施行規則第十一條ノ二及第二十四條ノ規定ニ依リ左ノ軌道ヲ指定ス但シ第十一條ノ二ノ場合ニ在リテハ市ノ區域内ニ於ケルモノニ限ル

- 東京市營軌道
- 京都市營軌道
- 大阪市營軌道
- 橫濱市營軌道
- 神戸市營軌道
- 名古屋市營軌道

軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル省令改正案

軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

年 月 日

内務大臣

第二條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 認可ヲ受ケタル工事方法ノ變更ニシテ左ニ該當スルモノ

イ 既認可ト同一設計ノ轉轍器又ハ轍又ヲ使用スル涉線、引込線、側線(避難線及道路上ニ於ケル貨物側線ヲ除ク)及待避線ニ關スル工事

ロ 軌道法施行規則第十一條ノ二第一號乃至第十四號ニ該當スル工事

同 條第二項中「ホ、ハ、メ」ヲ「イ」ニ改ム

◎主要府縣道の調査開始

郡制の廢止に伴つて新に府縣道に認定された舊郡道と、從來よりの府縣道とは其の質に於て相異なるものがあつて、兩者を同一視することは交通の實質に適合しない之を區別して交通價値の輕重に従つて行政する必要あることは識者の主張した所であつたが、今回内務省土木局に於ては自動車道路助勢の方針と相關連して右の意見を採用し主要府縣道の調査を府縣に照會した。

其の採擇標準に付聞く所に依ると専ら自動車交通を基礎として地方主要府縣道を採擇するのであつて、府縣廳所在地より隣接府縣廳所在地に達するもの、府縣内指定樞要地(市又は二千以上の集團戸數を有する地區)より之と密接の關係を有する指定樞要地(同上)指定港灣(大正十一年内務省訓令)又は樞要な鐵道停車場に達するもの、府縣内指定港灣より之と密接の關係を有する樞要な鐵道停車場に達するもの、國道又は前各號

の一到該當する府縣道より分岐し數個の樞要地(既認定の)を連絡する重要な幹線にして指定樞要地、指定港灣又は樞要な鐵道停車場に達するものに限り採擇する由である。

◎道路構造に關する細則の制定

道路構造令又は街路構造令の規定の内容を明かならしむる爲、其の細則を設くることは曩年計畫され土木主任官會議にまで諮問されたことは當時報道した所であつたが、各方面より各種の議論が出て諮問後二年を経た今日まだ制定されないのは吾人の遺憾とする所である。當時其の草案の作製に力めた内務技師三浦七郎君が一年間の海外視察を終へて歸朝してもまだ机の中に納めてある狀況で、同君歸朝早々憤慨したものが歸朝後之が蒸し返しに奔走し各技師の會合を求め漸く確定案を得たので本月下旬迄には其の公布を見るであらう。規定の内容は諮問のものより餘り大差なく、僅に橋梁の荷重計算に關し一部の修正をしたに過ぎないさうである。

◎本會幹事會

久しく開かなかつた本會幹事會を客月二十三日丸の内永樂俱樂部に於て開會した。集る者幹事長の松本學氏を始め

各幹事十一名であつた。今回の議題は事務的のものでなく、本會々務を改善するは如何なる方法を講ずべきや、十五年度に於て本會の爲すべき新事業の確定、機關雜誌の改造に付ては如何なる方法を講ずべきや、と言ふ議題であつて随分議論が沸騰した。其の詳細は次號に報道する。

◎技術者資格檢定試験

日本工人俱樂部で本邦唯一の技師家登龍門

學閥打破、社會的正義の確立を標榜して立つ日本工人俱樂部では多年の懸案であつた技術者資格檢定試験を昨年五月その第一回を先づ土木科第三種(工手學校程度)のみについて行つたが其結果は豫期以上の好成绩を収めたので大に氣勢を揚げ本年は更に範圍を擴め土木科第二種(高工卒業程度)及同第三種(以上委員長茂庭博士)、機械科(委員長丹羽博士)、建築科(委員長内藤博士)、應用化學科(委員長鴨居博士)の第三種(工手學校卒業程度)試験を行ひ所期の目的に向つて邁進するさうである。此の試験に合格した者は各科委員長は素より各委員は責任を以て社會に推薦し工人俱樂部の職業紹介機關と相俟つて就職の便宜を圖るといふから、家庭の事情や經濟的障害により正式に學校を卒業し得なかつたために不遇の地位に置かれ驥足を伸ばし得ない多數有能な技術家に取つては天來の福音と謂はねば

ならぬ。

試験は本年五月六日から別項の試験規則及同細則に據り第二種は四日、第三種は三日間施行される。詳細は東京市丸の左仲通六號館の日本工人俱樂部へ照會すれば親切に回答してくれるといふことである。

日本工人俱樂部技術者資格檢定試験規則

- 第一條 本檢定試験ハ有爲ナル技術者ヲ社會ニ推薦スルヲ以テ目的トス
- 第二條 試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ施行ス但特ニ必要アルトキハ此限ニ在ラス試験ノ期日ハ二箇月以前ニ官報及雜誌工人ニ之ヲ公告ス
- 第三條 試験ハ各専門科目ニ分チ各々第一種第二種第三種ノ三種ニ區別ス
- 第一種試験ハ大學令ニ依ル大學工學部ノ課程ヲ標準トス
- 第二種試験ハ專門學校令ニ依ル實業專門校ノ課程ヲ標準トス
- 第三種試験ハ實業學校令ニ依ル實業學校ノ課程ヲ標準トス
- 第四條 試験ハ日本工人俱樂部ニ於テ選定シタル試験委員之ヲ行フ試験委員ノ氏名ハ試験細則ニ依リ雜誌「工人」ニ發表ス
- 第五條 試験ハ筆記、口述ノ二様トス
- 第六條 試験ニ合格シタル者ニハ別表様式ニ據ル合格證書ヲ附與ス

(別表)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 印 寫眞 貼付 </div>	合格證書
原籍	氏名
年 月 日	生年月日

右之者文部省何々學校令ニ依ル何々學校ノ課程ヲ標準トスル日本工人俱樂部技術者資格檢定試驗何々科第何種試驗ニ合格セシコトヲ證ス

社團 日本工人俱樂部
 技術者資格檢定試驗委員
 委員長 氏 名
 委員 氏 名
 (以下擔當委員名列記)

第七條 試驗合格者ノ氏名ハ官報及雜誌「工人」ニ之ヲ發表ス

第八條 受験志願者ハ受験願書ト共ニ試驗手數料ヲ日本工人俱樂部ニ納付スヘシ

受験願書ニハ試驗細則ニ定ムル様式ニ據リ履歷書、市區町村長ノ身分證明書各壹通並ニ最近撮影ノ寫眞(手札形)貳葉ヲ添付ス

既納手數料並ニ出願ニ要スル書類ハ之ヲ還付セス

第九條 受験ニ關シ不都合ノ所爲アリト認メタルトキハ其合格ヲ無効トス

第十條 試驗ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

大正十五年度日本工人俱樂部技術者資格檢定試驗細則

第一條 本年度ニ於テハ左記試驗ヲ行フ

土木科第一種及第三種

機械科第三種

建築科第三種

應用化學科第三種

第二條 試驗期日ハ左ノ如シ

第二種 自五月五日 至五月八日 四日間

第三種 自五月六日 至五月八日 三日間

試驗場所並ニ試驗時間割ハ別ニ通知ス

第三條 省略

第四條 試驗ハ左記課目ヨリ適宜問題ヲ選ビテ之ヲ課ス

土木科第一種

一 共通課目

數學(代數、三角、解析、微分、積分)

語學(英、獨、佛語ノ内一語學ヲ選擇受験スルコトヲ得)

應用力學

水理學

鐵筋コンクリート工學

材料及施工學

測量學

一 選擇課目

左記課目ノ内二課目ヲ選ビ受験スルコトヲ得

衛生工學（上水道及下水道）

結構工學（鐵材、鐵筋コンクリート及石工構造）

道路工學（地方道路及街路）

河海工學（河川、運河、港灣、及水力電氣）

鐵道工學（一般鐵道及市街鐵道）

土木科第三種

數學（代數、幾何、三角）

語學（英）

基礎學 圖學「製圖ヲ含ム」、應用力學、水理、測量「實習ヲ含ム」、材料、施工、鐵筋コンクリート」

應用工學（道路、結構學、河海、衛生工學、鐵道、建築大要）

機械科第三種

數學（代數、幾何、三角）

語學（英語）

機械設計

機械工作法

材料強弱

電氣大意

製圖

水力及水力機

熱及熱機關

建築科第三種

數學（代數、幾何、三角）

語學（英語）

測量

建築法規

建築樣式

建築構造計算（一般構造、鐵骨構造、鐵筋コンクリート構造）

建築構造法（一般構造、鐵骨構造、鐵筋コンクリート構造）

建築材料

建築施工法

建築構造製圖

應用化學科

數學（代數、平面幾何）

語學（英語）

基礎學（無機化學、有機化學、分析化學「定性及定量」）

應用化學（1 電氣化學、2 酸アルカリ及肥料、3 窯業、4 石油、5 乾溜、6 中間物及染料、7 油脂、8 顏料及染料、9 護膜、

10 纖維素、11 炭水化物、12 酸酔)

第五條 試験手數料ハ第二種十五圓第三種七圓トス、但日本工人俱樂部會員ニ限リ第二種七圓第三種三圓トス

第六條 受験願書受付ハ四月廿日迄トス

受験願書及添附書類ハ別表様式ニ據ル

第七條 試験開始後入場シ又猥リニ中途退席シタル者ハ試験ヲ受クルヲ得ズ

第八條 受験者ハ試験委員長ノ告示其他試験委員ノ指示ヲ遵守ス

ベシ

第九條 受験者ハ受験ニ必要ナル物品ノ外試験場ニ携帯スルヲ得ズ

受験ニ必要ナル物品ハ別ニ之ヲ通知ス

第十條 合格者ノ氏名ハ試験終了後二ヶ月以内ニ發表ス

第十一條 試験ニ關シ本規則ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ委員長之ヲ定ム

(別表)

受験願書 (用紙半紙)

本籍
住所
職業

氏名

生年月日

私儀技術者資格檢定試験何科第何種試験相受度受験料並ニ別紙書類相添ヘ此段願申上候也

年月日

右氏名

添府書類

一 履歷書 壹通

一 身分證明書 壹通

一 寫眞 貳葉

社団法人日本工人俱樂部中

履歷書 (用紙半紙)

本籍
住所
職業

氏名

生年月日

學事

一 何々 (詳細ニ記載スヘシ)

一 何々 (同)

一 職業

一 賞罰

一 何々 (同)

右之通相違無之候也

右氏名